

平成22年第11回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

1. 招集月日 平成22年11月24日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成22年11月29日(月) 午後 1 時30分
閉会 午後 1 時57分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	10 番	日 高 學
11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明
16 番	三 上 徹						

7. 欠席議員 2名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
9 番	亀 山 和 巳	13 番	山 中 康 樹				

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治	商工観光室長	日 高 始
財政課長	藤 間 修	情報推進課長	安 原 賢 二	町民課長補佐	升 田 進
税務課長	三 上 俊 二	福祉課長補佐	高橋 美貴子	農林振興課長	坂 本 敬 三
建設課長	田 中 節 也	水道課長	松 川 好 史	保健課長補佐	日 高 誠
会計管理者	藤 田 憲 司	瑞穂支所長	佐々木 孝義	羽須美支所長	福 田 誠 治
教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也	学校教育課長	細 貝 芳 弘
生涯学習課長	森 岡 弘 典				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局主任 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第11回邑南町議会臨時会議事日程

平成22年11月29日（月）午後 1 時 3 0 分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第108号 邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第109号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第110号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第4 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第14号 邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

平成22年第11回邑南町議会臨時会会議録

平成22年11月29日（月）

—— 午後 1 時 3 0 分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

●議長(三上徹) それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から平成22年第11回邑南町議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。3番中村議員、5番日野原議員をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

●議長(三上徹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日11月29日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日11月29日の1日限りと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(三上徹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第108号邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正についてから議案第110号邑南町教育長の給与、勤務時

間、その、その他勤務条件に関する条例の一部改正についてまでの、3議案を一括上程をいたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 議案でいい、提案理由の説明を行う前に、職務代理について一言申しあげさせていただきます。町長の病気療養が長引いておりまして、町長から、去る11月22日に11月24日からの町政事務の執行について町長職務代理として私に執行するよう指示がございましたので、以後、その任にあたらせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。それでは議案提案理由を申しあげます。まず、議案第108号邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正についての提案理由についてご説明申しあげます。本議案は邑南町職員の給与について、本年12月から期末手当の引き下げ、月例給の引き下げ、50歳代後半層の給与抑制措置、時間外手当に関する積算基礎などの改正を行おうとするものでございます。次に、議案第109号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案理由をご説明申しあげます。本議案は、町長及び副町長の期末手当の支給率について、一般職員に準じ、本年12月から0.05月分の引き下げを行おうとするものでございます。続いて、議案第110号邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案理由をご説明申しあげます。本議案は教育長の期末手当の支給率について、一般職員に準じ、本年12月から0.05月分の引き下げを行おうとするものでございます。以上3議案について、詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 議案第108号邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明をいたします。この度の給与改正条例につきましては、本年8月10日に国家公務員に対する人事院勧告、あるいは10月には島根県人事委員会から島根県職員に対する勧告が行われました。今年度の人事院の勧告の内容の主なものとしましては、一つ目として50歳代後半層の職員の給与抑制措置、二つ目に俸給表、給料表でございますが、これにつきましては、一点目の措置による民間給与との比較解消分を除いた残りの公務と民間の給与差と同程度の平均、約0.1%の引き下げとするものでございます。ですが民間の給与水準を下回っている30歳代までは据え置くこととして、40歳代の職員が受ける号俸以上の号俸を対象として引き下げることと人事院はしております。三つ目、平成18年3月31日に受けていた俸給げつかつの、月額、給料月額でございますが、これの取り扱いに関する経過措置のこと。そして、四点目には、期末勤勉手当の支給月数を年間3.95月とされました。また五点目には、時間外勤務手当で計算上の率計算に対して月60時間以上の積算基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとして平成23年度から実施することなどの勧告の内容となっております。島根県の人事委員会勧告につきまして概ね人事院と同内容でございますが、期末勤勉手当の支給月数を年間0.05月引き下げ3.85月とした内容がございました。このへんが若干違っておったわけでございますが、これらを受けまして、県内、島根県あるいは他の市町村の状況を見ながら邑南町の職員給与の、を改正しようとするものでございます。条例の改正本文並びに新旧対照表、若干多くございますが、ごらんいただきたいと思います。まず、あのう、108号、議案のすぐ下に改正条例案を、の1ページ目から入っております。第1条としておりますが、給与条例の第19条の第2項に規定しております期末手当の支給率

を、ここには規定しておりますが、現行の12月に支給する率、支給率を100分の145から100分の140に減じようとするものでございます。基本的に、これで0.05月が下がってくるということになります。次に、附則改正を1ページ目のところに載しておりますが、人事院勧告に基づきまして、50歳代後半層の職員の給与抑制措置を規定するもので、当分の間、行政職給料表一表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級であるものに対する給与の支給に当たっては、当該特定職員と言いますが、その6級に在職する職員を言っております。その当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後給料月額から給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずることを、まあ、この附則第8項として規定しようとするものでございます。先ほど申しあげました人事院の方で言いました50歳代後半層の職員の給与抑制措置というものが、このようになっておることでございます。その人事院勧告とあわした形で、このものをやると、で、このページで給料表別表第1中とございますのは、行政職給料表一と医療職給料表三表を改正するわけでございますが、次のところから給料表を載せておりまして、このように医療職給料表一表、あるいは医療職給料表三表を邑南町では適用しております。このものを改正するわけでございます。給料表を捲っていただいて後に、第2条とあるんですが、それを捲って、次のページ、1ページという新旧対照表がございまして。ここから新旧対照表の3ページ、ここから給料表の改正を載しておりますけれども、まず行政職給料表一表でございまして、1ページから8ページ、9ページの中段までを行政職給料表の新旧を付けております。後にごらんいただきたいと思いますが、1級の改正はございません。別表第1の改正になりますが、2級につきましては65号給以上、これが6ページでございまして。2級、失礼しました3級につきましては49号給、5ページに載っておろうと思います。4級は33号給以上、これは4ページに戻っていただくところのところです。5級は25号給以上、6級は17号給以上がそれぞれ0.1%に相当する額の減額を行うものでございます。次に、新旧対照表で言いますと9ページ医療職給料表三とございまして。これにつきましては、この新旧対照表を17ページまで載しておりますが、1級につきましては97号給以上でございまして14ページの97号以下がアンダーラインが付いておると思います。2級につきましては81号級以上、これは13ページに戻っていただいたところからとなっております。また3級は57号級以上ということで12ページのところに3級が、変わったところが載っております。4級につきましては45号給ということで111ページに戻っていただいたところ。5級は29号給以上ということで、これも11ページのところが、から変わっていつておるというふうになっておるいいますが、それぞれこれも0.1%に相当する額の減額ということとなっております。次に、新旧対照表でも結構でございまして、本文で申しますと、この新旧対照表の前に戻っていただくこととなります。ちょっと見にくいかもしれませんが両方をご覧いただきたいと思います。新旧対照表でございまして18ページからということになろうと思います。改正条例第2条ということで本文のように、本文の方に載しておりますが、これは邑南町職員の給与に関する条例でございまして、給与条例中の時間外勤務、失礼しました時間外勤務手当について改正しようとするものでございます。先ほど主旨は申しあげましたが給与条例の第14条の第10、4項におきまして現在は、日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を除いた月60時間を越えて勤務した全時間に、勤務1時間当たりの、当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を時間外手当として支給するものとしておりますけれども、今回冒頭申しあげましたように人事院勧告等に基づき日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を含めて月60時間計算をするものとし、しようとするものでございます。それから次に、第3条と、本文の方でございまして、改正条例の第3条でござ

いますが、これは平成18年の一部改正条例の附則を改正しようとするものでございます。まず、附則第5項の改正でございますが、これは平成18年の給与条例改正時において地域給制度が導入され、本俸の給料額が引き下げられたとございまして、その時点で受けていた給料月額と地域給が導入され決定された給料額の差額についても給料として支給するという経過措置を定めている規定でございますが、この度、この給料表の引き下げに伴いまして、この経過措置におけるその時点で受けていた給料月額に100分の99.83、0.13%、%ですね、を減額する。要は100分の99.83を乗じて得た額にする内容が人事院から示され、それに対応して措置を講じようとするものでございます。また附則第7項におきましては、財政上の理由から給料減額制度を導入した制度でございますが、これに対しても当然附則第5項の規定に係る内容や、先ほど言いました第1条で規定する内容の50歳代後半層の職員の給与の抑制措置がかかってまいりますが、対象職員であり、ある行政職給料表一表の級別職務表6級職については、財政上の措置として行っている減額率である100分の4.7、これを100分の3.7とし、今回改正しまして調整しようとするものでございます。最後に新旧対照表の前の第2条、第3条と書いてある下の段でございますが、改正附則を今回のを載しておりますが、この今申しあげました施行日でございますが、第1項で載しておりますように22年、本年の12月1日とするものでございます。ただし、先ほど申しあげました第2条、時間外勤務手当に関する部分につきましては、平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。附則第2項では、先ほど若干説明いたしました、平成18年一部改正条例の附則第5項、第7項につきましても第1条で規定する50歳代後半層の給与抑制措置を適用するものでございます。ただし、手当での算出基礎の給料月額に対しましては、平成18年一部改正条例の附則で規定しております但し書きを適用するものとしております。附則第3項につきましては、この度の改正条例で附則、給与条例附則第8項を規定するとして改正をするものでございます。50歳代後半層の給与抑制措置が、まあ、のことでございますが、その適用については、手当での基礎となる給料月額には、はんよう、反映させない規定を、ここで設けておるものでございます。以上、職員の給与条例に関しましてご説明を、でございます。続いて、新旧対照表を捲っていただいております、議案第109号になります。邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてご説明を申しあげます。一枚捲っていただきました条例改正文あるいは新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第4条の第1項におきまして、期末手当の支給率を定めております。この度の邑南町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、その改正率にあわせて期末手当支給率を減率するものでございます。これも邑南町職員の給与に関する条例で規定されております期末手当支給率の読み替え規定としておりまして、12月の支給率につきましては100分の145とあるのは100分の165と規定しております。これを一般職員の給与条例改正に伴い100分の140とあるのは100分の160に改定するものでございます。これにより、現行の年間支給率は100分の305から100分の300となり、0.05月分の減少率となるものでございます。なお、一般職と同様、附則の方で、この改正条例による改正後の条例は本年12月1日から施行することとしておるものでございます。次に、議案第110号の方をご覧いただきたいと思います。邑南町教育長の給与、時間、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてご説明を申しあげますが、ただ今も説明いたしました議案第109号でご説明申しあげましたが、その内容と同様な改正でございますので年間支給率を100分の305から100分の300に改め、それを12月から実施しようとするものでございます。以上でございますのでよろしくお願いいたします。

- 議長(三上徹) 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより、質疑に入ります。始めに、議案第108号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第108号の質疑を終わります。続きまして、議案第109号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第109号の質疑を終わります。続きまして、議案第110号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第110号の質疑を終わります。以上で、議案の質疑を終わります。これより討論、採決に入ります。始めに、議案第108号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第108号に賛成の方の挙手を求めます。
(挙手多数)
- 議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第108号邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第109号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第109号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第109号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第110号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第110号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第110号邑南町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(三上徹)** 日程第4、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発議第14号 邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。14番長谷川議員。

(議員登壇)

- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 発議第14号、平成22年11月29日。邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員長谷川敏郎。賛成者、邑南町議会議員高本勝藏。同、松本正。同、辰田直久。同、清水優文。同、中村昌史。邑南町議の、邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出をいたします。提案理由について述べます。今日、邑南町では米価暴落など農業収入が減少し、雇用者報酬も平成17年に152億あったものが、昨年には135億と大幅に減少、大幅に減少しています。この影響で商店街や建設業、自営業者の経営は厳しくなり、地域経済は冷え込んだままです。こうした状況や諸般の事情に鑑み、期末手当を0.1か月分を減額しようとするものです。議会は合併時40名でスタートし、最初の選挙では定数を18名に削減すると同時に報酬5%カットも実施しました。さらに今期は3人削減し15名にしました。このように議会は、議会も財政に健全化に協力してまいったところでございます。同時に議会は、他の議会に先駆けて議会基本条例を策定し、情報公開と活発な論戦や町民との意見公開、交換会など、開かれた議会を目指し、絶えざる議会改革に邁進してきました。さらに常任委員会の複数所属など現在の報酬や期末手当に見あうだけの活動をしていると自負しています。しかし、大所高所から判断し、減額議案を提案します。変更の、を読みあげます。邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例、括弧、平成16年邑南町条例第42号、括弧の一部を次のように改正する。第4条中100分の162.5を100分の157.5に、100分の145を100分の140に、100分の172.5を100分の167.5に改める。附則、この条例は、平成23年1月1日から施行する。新旧対照表がございますので是非ご覧いただいて議員諸氏の皆さんの賛同を賜りたいと思います。以上で提案を終わります。

- 議長(三上徹)** 以上で、提出者の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、質疑を終わります。

(議員降壇)

- 議長(三上徹)** これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第14号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、発議第14号 邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

### 閉会宣告

- 議長(三上徹) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしましたので、これをもって、本臨時会を閉会といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これもちまして、平成22年第11回邑南町議会臨時会を閉会といたします。大変、ご苦労さんでございました。

—— 午後 1 時 5 7 分 閉会 ——